

家庭用炭酸水メーカーで使用するガスシリンダーについて

ガスシリンダー



ごみとして出せません

家庭用炭酸水メーカーのガスシリンダー（ボンベ）は、高圧ガス保安法に基づき、製造・販売事業者が処理する責任があります。そのため、吹田市では、ごみとして廃棄することはできません。必ず、購入した販売店やメーカーに返却してください。

ガスカートリッジ



家庭用炭酸ガスカートリッジは、メーカーに確認し、高圧ガス保安法の適用品でない場合に限って、中身を使い切り「有害危険ごみ」で処分ができます。

誤った廃棄方法は、事故の原因となります。
必ずルールに従って廃棄しましょう。